

第2期計画（案）

安平町生涯学習計画

計画期間 平成26年度から平成30年度



安平町教育委員会

平成26.4.9現在

序 「策定にあたって」

安平町教育委員会教育長 豊 島 滋

「計画完成時に追加」

目 次

第1章 生涯学習計画の策定

第1節	策定の趣旨	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の推進目標	3
第5節	計画の領域ごとの対象者数	4
第6節	取組むべき重点課題と施策の展開	5

第2章 就学前教育・保育、子育て支援

第1節	就学前教育・保育の推進	11
第2節	子育て支援	12
第3節	早期療育	13

第3章 学校教育

第1節	学校教育の推進	14
第2節	開かれた学校づくり	15
第3節	小中学校教育	17
第4節	高等学校教育	19
第5節	健康・安全・防災教育	20
第6節	学校施設等の整備充実	22
第7節	幼小中高連携教育の推進	23

第4章 社会教育・社会体育

第1節	社会教育の推進	24
第2節	ふるさと教育・学社融合	25
第3節	平和教育	27
第4節	青少年教育	27
第5節	成人教育	29
第6節	家庭教育	30
第7節	高齢者教育	31
第8節	芸術文化活動	32
第9節	文化財の保護	34
第10節	国際交流と地域間交流	35
第11節	社会教育施設の整備	36
第12節	生涯スポーツの推進	37
第13節	競技スポーツの推進	38
第14節	社会体育施設の整備	39

資 料 編

参考資料	41
------	----

第1章 生涯学習計画の策定

第1節 策定の趣旨

第2次安倍政権は「強い日本をとりもどす」ための「教育再生」を重点政策に掲げ、教育委員会制度の抜本的な改革など、日本の教育を大きく変えようとしております。この間の議論を踏まえ、いじめや事故などの緊急時対応の協議や教育の大綱の方針の策定などを首長と教育委員会が協議・調整する「総合教育会議の設置義務化」とともに、「教育委員長を兼ねる教育長を新設（任期3年）」することなどを柱とする地方教育行政法改正案が、平成26年3月12日行われた自民、公明両党の作業部会で最終合意され、国会に提出されました。

また、学力学習状況調査結果の公表、道徳の教科化の検討、教科書検定制度の方針転換などが推し進められるなど、安平町教育現場においても少なからずそうした影響が予想されます。さらに、安平町を取り巻く経済情勢や少子高齢化などの社会情勢の変化とともに、住民の価値観やライフスタイルが変わりはじめており、それらに対応した各種施策の展開が求められています。

こうした中、安平町のまちづくりの憲法として位置付けた「安平町まちづくり基本条例」が、平成25年12月定例町議会において全会一致で可決されました。この基本条例の基本理念（第4条）の中に、「人々が健康で生き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図る」こと、さらに、第18条第1項において、「町は協働のまちづくりを進めるため、担い手の育成に努めるとともに、町が示す生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、生涯学習計画を策定する」ことがそれぞれ明記されました。

また、平成25年3月に策定された、安平町総合計画後期基本計画では、前期基本計画と時代の潮流を踏まえ、安平町が持つ地域特性や資源を活かしつつ住民との協働のまちづくりを目指すこととしており、安平町教育委員会では、こうした基本的なまちづくりの基本理念を具現化するとともに、本町教育の一層の充実と振興を図るため、個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、中期的な教育の基本的な方向性や取り組むべき施策を示す「安平町生涯学習計画（第2期計画）」を策定します。

第2節 計画の構成

本計画は、安平町総合計画を上位計画とし、教育分野（子育て・学校教育・社会教育）における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を明らかにします。

また、この計画は、安平町まちづくり基本条例第18条第1項に規定する「生涯学習計

画」として策定するとともに、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」としての性格も併せ持ちます。

第1章では「計画策定の趣旨」を含む基本的な考え方や方向性、第2章では「就学前教育・保育、子育て支援」、第3章では「学校教育」、第4章では「社会教育・社会体育」の充実を図るための基本目標・主要施策をそれぞれ示しており、本計画を具体的に推進していくために、これまで同様、個別の推進計画や予算と連動させた町総合計画の実施計画などを策定していきます。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、個別具体の計画となる推進計画を毎年度策定して見直しを行っていきます。

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
安平町総合計画基本構想 目標年次：平成28(2016)年度										
前期基本計画 H19～H23					後期基本計画 H24～H28 (平成25年3月策定)					
安平町生涯学習計画 H20～H24					新安平町生涯学習計画 H26～H30					
					次世代育成支援対策行動計画 H23～H26		子ども・子育て支援事業計画 H27～H31			

第4節 計画の推進目標

本計画の基本として、次の4本の柱からなる「安平町教育目標」を掲げ、具体的な施策を通してその実現に努めます。

安平町教育目標

1. 安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育
2. 豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育
3. 一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育
4. 子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育

平成20年4月23日制定

【教育目標の具体的な内容】

1. 安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育

様々な不安や危険が渦巻く現代社会において、安平町の文字が表すとおり「安全・安心・平和」な環境のもとで、無限の夢や可能性を伸ばし、希望あふれる、いきいきとした人間形成を目指すとともに、安全・平和な環境（社会）をともに築いていくことができる教育を推進します。

2. 豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育

人や社会との関わりや、恵まれた自然環境との関わりをとおして、子ども達の豊かな人間性や個性、感性を培うとともに、主体的に考え、実行する「生きる力」を育む教育を推進します。

3. 一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育

乳幼児から高齢者までのすべての年代の人たちが、「学び」に対して自ら思い描いている「理想（自己実現）」に近づくための生涯学習環境を整えるとともに、少年スポーツ活動や成人を対象とした軽スポーツの普及など、健康を維持・向上していくため様々な体力づくり活動を推進します。

4. 子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育

子どもは、家庭や学校のみで育つのではなく、親や地域住民の生活を眺め、家庭や地域の人間関係、社会関係に順応する中で育っていくことから、地域全体で愛情を持って育て、あたたかく見守る教育を推進します。

第5節 計画の領域ごとの対象者数

平成25年5月31日現在、安平町の人口は8,689人で、年齢別人口構成は、0～14歳の年少人口が978人で全体の11.3%（道内平均12.0%、郡部12.2%）、15～64歳の生産年齢人口が4,950人で全体の57.0%（道内平均63.3%、郡部58.4%）、65歳以上の老年人口が2,761人で全体の31.8%（道内平均24.7%、郡部29.4%）となっており、平均年齢は48.7歳で北海道の平均年齢46.5歳を上回っているが、北海道郡部の平均年齢49.0歳は若干下回っている。 ※北海道のデータは平成22年国勢調査による

<生涯各領域別人口>

領 域	年 齢	人 口								
		早来地区			追分地区			計		合計
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	
幼児期	0～5 歳	97	124	221	54	62	116	151	186	337
	計	97	124	221	54	62	116	151	186	337
少年期	6～11 歳	124	119	243	83	71	154	207	190	397
	12～14 歳	69	69	138	61	45	106	130	114	244
	計	193	188	381	144	116	260	337	304	641
青年期	15～17 歳	73	65	138	49	49	98	122	114	236
	18～24 歳	187	139	326	109	100	209	296	239	535
	計	260	204	464	158	149	307	418	353	771
成人期	25～29 歳	133	79	212	67	68	135	200	147	347
	30～39 歳	318	255	573	190	155	345	508	410	918
	40～49 歳	342	312	654	220	212	432	562	524	1,086
	50～59 歳	353	294	647	235	230	465	588	524	1,112
	60～64 歳	207	207	414	144	158	302	351	365	716
	計	1,353	1,147	2,500	856	823	1,679	2,209	1,970	4,179
高齢期	65～74 歳	339	383	722	268	322	590	607	705	1,312
	75 歳以上	309	465	774	246	429	675	555	894	1,449
	計	648	848	1496	514	751	1,265	1,162	1,599	2,761
合 計		2,551	2,511	5,062	1,726	1,901	3,627	4,277	4,412	8,689

<平成25年5月31日現在>

<町内幼稚園・保育園・小中学校在籍者数>

早来地区		追分地区	
早来子ども園（保育所）	72	追分保育園	41
早来子ども園（幼稚園）	65	旭保育園	17
早来小学校	166	追分幼稚園	11
安平小学校	18	追分小学校	145
遠浅小学校	54	追分中学校	98
早来中学校	119		

<平成26年4月1日現在>

第6節 取り組むべき重点課題と施策の展開方向

(1) 子ども園の民営化及び教育施設、保育施設の統廃合検討

就学前の教育・保育については、子ども・子育て関連法の施行を見据え、幼保一元化や民営化により特色ある質の高い就学前教育・保育の提供と経営の効率化を進めます。

また、地域や保護者の意向により学区を選択できる緩和措置を研究するとともに、追分地域の認定こども園化や小学校の統廃合について検討します。

- ◆はやきた子ども園民営化の推進（構造改革特区）と、「特色ある教育活動」の検討
- ◆追分地区の認定子ども園化（民間を含めて）の推進
- ◆学力・体力向上に向けた特色ある就学前教育・保育と児童館活動の推進
- ◆地域の事情や保護者の意向により学区を選択できる「学区の緩和措置」の研究とともに、旭保育園と追分保育園の統廃合や学校統廃合の検討

(2) 幼小中高連携教育の推進による開かれた学校づくり・・・イメージ図：別紙

豊かな自然に恵まれた安平町の特性を生かした教育活動の展開や、学社融合事業の取組により、確かな学力を培うなどして「生きる力」を育むとともに、ふるさとを愛し 21 世紀の国際社会にたくましく生きる人材の育成を目指します。

また、学校と地域が力を合わせ、「学校間の連携」と「地域との連携」のもと、お互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支える開かれた学校づくりとともに、ふるさとを愛し、21 世紀の国際社会をたくましく生きぬく人材の育成を目指します。

- ◆ふるさと教育・学社融合の推進（キャリア教育・土曜日授業等の検討）
- ◆学校間の連携「縦軸・横軸・斜め軸」の推進
- ◆学校と児童福祉事業（早期療育・児童館等）との連携強化
- ◆学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入拡大
- ◆いじめ防止対策推進法に基づく基本方針及び対策組織の設置
- ◆特別支援教育の充実（言語聴覚士等 専門職員の充実）
- ◆グローバル化に対応した英語教育の充実
- ◆人権教育と命の教育の充実
- ◆学力・体力向上に向けた保育士・教職員等の連携強化と資質の向上
- ◆追分高等学校存続に向けた特色ある教育支援（英語・文化・スポーツ等）

※安平町幼小中高連携教育推進の現状と目指す全体構成イメージ図・・・別紙

- ◇幼小中高の縦、横、斜めの連携を基軸とした連携を図り、安平町全ての教育力を結集した教育の推進
- ◇連携教育を進めるにあたり教科及び生徒指導の接続や学校行事等の参加交流、幼児・児童・生徒・教師間の交流を推進

(3) 生涯学習社会の実現を目指した「担い手育成」の推進

まちづくり基本条例に基づく協働のまちづくりの基本理念である「人々が生き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図る」ため、各教育分野における人材育成、団体育成、担い手の発掘とともに、町の優れた文化施設、スポーツ施設の機能向上を図り、学校をはじめとする教育・文化スポーツ施設が地域に開かれ、有効利用されるよう整備していきます。

- ◆社会教育活動の拠点整備（せいこドーム・遠浅、安平公民館・鉄道文化公園構想・郷土資料保存整備・木製サイロ）
- ◆次代を担う「人づくり」及び協働の「仕組みづくり」～若者塾等
- ◆2020 年東京オリンピック及び国体等と連動したスポーツ政策（氷上スポーツ・カヌー）等の充実
- ◆全国的なレベルのアスリートに対する各種支援（施設利用の優遇～子どもへの指導協力を要請）
- ◆社会教育事業の実施にあたり「官主導型」から「民主導型（公募事業等）」への転換
- ◆行政主導から各種組織の自主運営方式への転換

(4) 「ゼロ予算事業」「再生可能エネルギー活用事業」等の推進

新たな予算を伴わない事業を「ゼロ予算事業」として位置付け、遠浅地区に建設の太陽光発電施設と関連企業と連携した「環境教育」を推進するとともに、平成 25 年度に実施した道有機農業協同組合や胆振地区漁業士会の協力による食育関連事業を充実させていきます。

また、教育の具体的な目標の数値化、及び社会体育施設の再生可能エネルギー等の活用を研究するとともに、当該施設を活用した健康寿命延伸事業やスポーツ観光を関係課との連携により進めていきます。

- ◆町内の自然環境や建設中の太陽光発電施設（遠浅地区）を活用した環境教育の推進
- ◆道有機農業協同組合、胆振地区漁業士会等の協力による食育事業の推進（学社融合事

業との調整)

- ◆学校や地域の連携した「あいさつ運動」、「清掃活動」、「防犯活動」などの推進【重点】
- ◆健康寿命延伸事業の推進（温水プールの通年化～安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プランの推進）
- ◆合宿所や食事提供のワンストップ紹介など、「おもてなし」の体制整備とスポーツ観光の推進
- ◆子どもに不足していると言われている体験機会（運動機会・学習時間・体験活動）の提供を、土日曜日や長期休業中に実施
- ◆社会教育事業等を進めるにあたり「具体的な目標」を数値化して掲げるなど、「目標の見える化」を推進

【具体例】

- ①学力面の目標例・・・「テレビ&ゲーム時間の抑制目標」
- ②体力面の目標例・・・「子どもの歩数を1万歩増加目標」

- ◆これまでのポジティブ的な啓蒙のみならず、心に響く話しや記憶に残る指導方法を検討

(平成26年4月1日現在)

連携の柱

- ① 学校間の連携
- ② 地域との連携

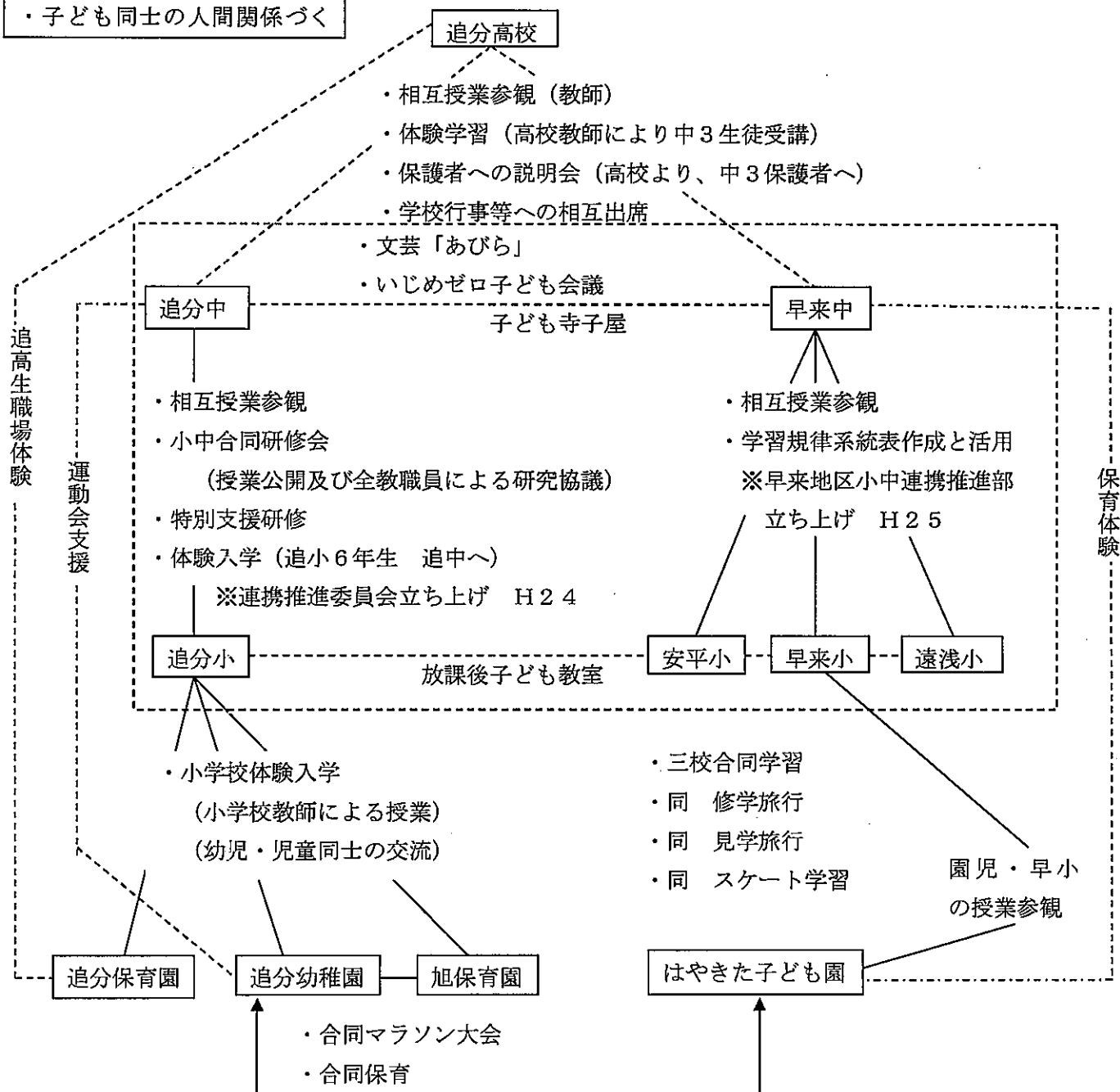
豊かな自然に恵まれた安平町の特性を生かし、特色ある教育課程や学社融合授業（事業）によって児童生徒一人一人の可能性を伸ばすとともに、確かな学力を培うなど「生きる力」を育むとともにふるさとを愛し21世紀の国際社会に逞しく生きる人材の育成を目指す。

北海道の喫緊の課題

- ・学力向上
- ・いじめ問題への対応

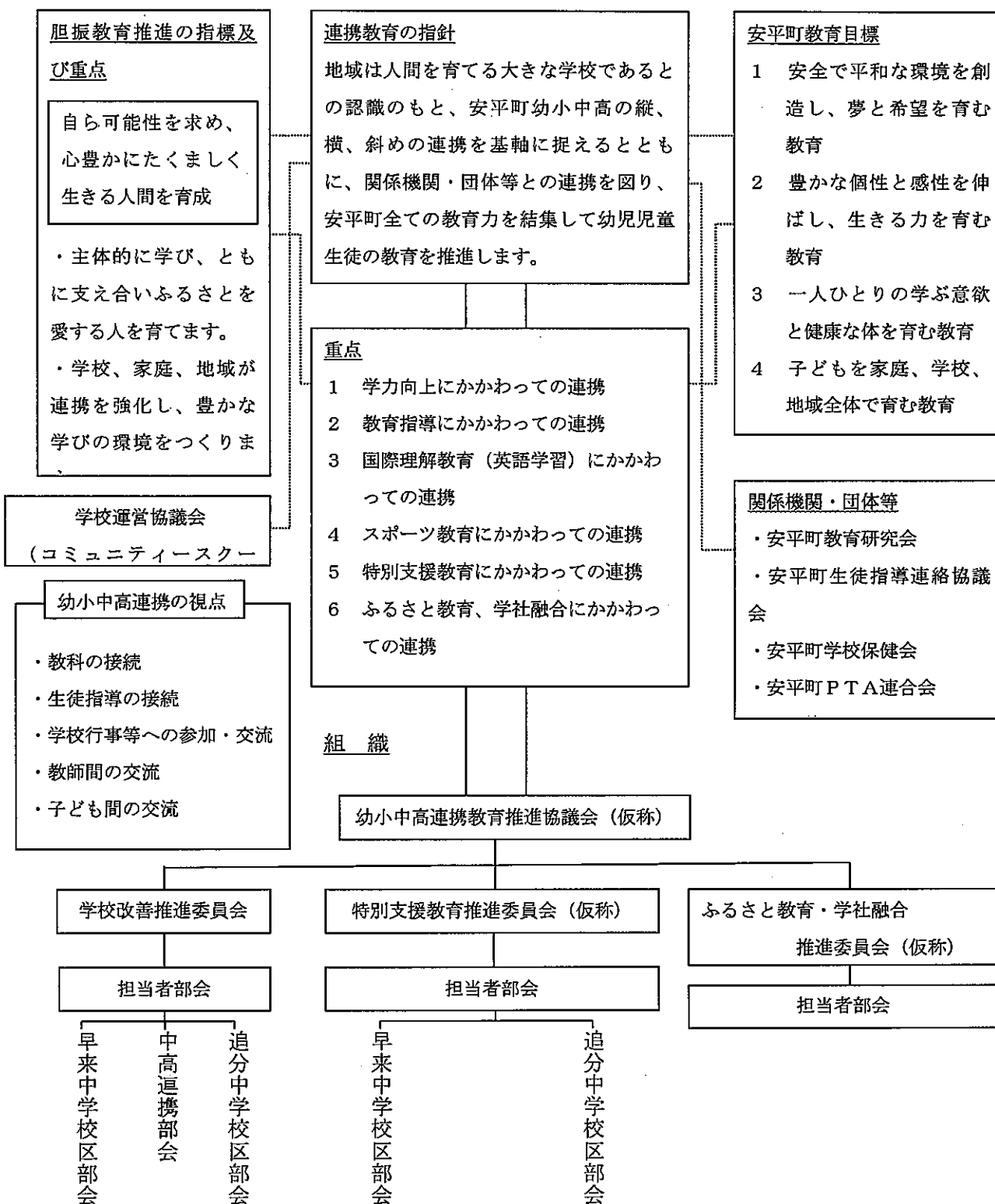
幼小中高連携の視点

- ・教科（教育内容）の接続
- ・生徒指導の接続、連携
- ・学校行事等への参加、交流
- ・教師同士の人間関係づくりと共通理解
- ・子ども同士の人間関係づく



安平町幼小中高連携教育推進の全体構造

ふるさとを愛し、21世紀の国際社会をたくましく生きぬく人間の育成



VII 組織及び活動内容

※各組織の事務局は教育委員会に置く □は事務局長

幼小中高連携教育推進協議会（仮）

- ・安平町の幼児・児童生徒の教育について共通理解を図り学校力及び地域の教育力向上に資するとともに一体感を醸成する
- ・構成 学校：校長、園長、教頭、教諭及び教育関係者
教育委員会：教育長、次長、統括参事、参事、GL、学教G担当、AD

学校改善推進委員会

- ・学力向上と連携教育についての研究及び計画、評価改善
- ・構成
校長、園長、教頭、教諭、教育委員会次長、統括参事、参事、GL、学教担当、AD

特別支援教育推進委員会（仮称）

- ・特別支援教育についての研究及び計画、評価改善、及び就学指導・相談、特別支援教育の推進に関すること。
- ・構成
校長、園長、教頭、特別支援コーディネーター、教育委員会次長、統括参事、参事、GL、子育て支援G担当、発達支援専門員、

ふるさと教育・学社融合推進委員会

- ・ふるさと教育・学社融合についての研究及び計画、評価改善
- ・構成
校長、園長、教頭
教育委員会次長、統括参事、参事、GL、社教主事、AD

担当者部会

- ・連携教育についての実践、評価
- ・構成
校長、園長、教頭、教務主任、関係教諭

- ・早来中学校区部会
- ・追分中学校区部会（園代表含む）
- ・中高連携部会

担当者部会

- ・特別支援教育についての実践、評価、連携方策について
- ・構成
特別支援コーディネーター
特別支援学級担任教諭、発達支援専門員、学教G特別支援担当、子育て支援GL

- ・早来中学校区部会
- ・追分中学校区部会

担当者部会

- ・ふるさと教育、学社融合についての実践、評価
- ・構成
各学校の担当教諭
教育委員会参事、社教GL
社教主事

第2章 就学前教育・保育、子育て支援

第1節 就学前教育・保育の推進

現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となる重要な時期であることから、子どもの心と体や生きるための基礎を養うことが大切であり、幼稚園・保育園と家庭との連携を密にし、小学校へつなぐという指導が必要になります。

早来地区においては、安平・遠浅・早来の3か所のへき地保育所を統合し、住民要望の強かった幼稚園教育や給食を導入した「幼保連携型認定こども園」を平成22年度に開園し、核家族化や就労形態の変化、さらには移住定住の受入れ体制整備など、様々なニーズに対応してきました。また、開園当初より「通園バスの運行」や「一時預かり、休日保育」などのサービスを展開し保育が必要な子の保護者に代わり幼児教育や保育を実施してきましたが、当初計画より入園児童が上回り、有資格者の確保が大きな課題となっていたことから、構造改革特区制度を活用し嘱託職員を複数年確保するなど、柔軟に対応してきました。

追分地区においては、民間が運営する追分保育園、町立の追分幼稚園及び旭保育園の3施設で幼児教育や保育が行われていますが、施設の老朽化や入園者の減少などの問題があるため、統合や認定子ども園化などを検討する必要があります。

国では、子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的な新システムにより、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編する「子ども・子育て支援関連法」が時限的に施行されており、こうした動向を注視しながら、多様化する子育て支援策にタイムリーに対応することが必要となっております。

基本目標

保護者の負担軽減と就学前の幼児教育や保育の環境を整備するため、認定こども園の機能を十分発揮させることにより、多様化するニーズに対応するとともに、民間活力の導入等による特色ある幼児教育や保育サービスの充実を目指します。

主要施策

- 利用者の声を聞きながら、国が定めた「幼稚園教育要領及び保育指針」に基づき、多様化するニーズに対応できる保育体制と環境の整備に努めるとともに、はやきた子ども園の民営化を推進します。【重点】
- はやきた子ども園の民営化を推進するにあたっては、地域の実情に合わせて公立幼稚園

の運営形態を、国が推進している「幼保連携型認定こども園」などの検討とともに、管理運営を包括的に民間委託できるよう関係機関と協議を進めていきます。さらに、認定こども園の職員配置及び資格基準の緩和を可能にするため、構造改革特区等による規制緩和を要請していきます。

- 移住定住化施策の一貫として、一時預かりや休日保育等の特別保育に係る相談窓口や情報提供、利用申込みの窓口や申込み期限の短縮を含めた利便性を向上させるなど、多様化するニーズに対応できる特色ある保育体制を整備します。
- 英語・スポーツ・芸術的な要素を導入した特色ある幼児教育・保育を推進し、学力や体力の向上の基礎を養います。
- 追分地区の認定こども園化については、国が進めている「幼保連携型認定こども園」や「認定こども園の拡充」の動向を注視しながらも、公立幼稚園、町立保育所、民間保育所が混在する地域の事情の解決に向け、地域で望ましい就学前教育・保育のあり方を考えた整備を検討します。【重点】
- 虫歯のない健康な身体で教育・保育が受けられるように、追分幼稚園及び町内全ての小学校で実施している、虫歯予防効果の高い「フッ化物洗口事業」について、はやきた子ども園や旭保育園、民間の追分保育園についても働きかけを行っていきます。

第2節 子育て支援

現状と課題

近年の急速な少子化の進行と核家族化などの家庭や地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成が重要となっています。

本町においても核家族化が進み、保護者が子育てに不安を抱えないように、子育て相談や親子が遊びを通して楽しみながら情報交換や友達づくりができるよう、子育て支援センターを早来・追分両地区に開設し、読み聞かせ、子育て講座、食育調理教室や、参加者がお互いに教え合う「お互い様講座」などを行い、子育て知識の向上を図っています。

今後とも両地区子育て支援センターが、子育ての拠点施設として事業の拡充や情報発信を積極的に行い、親同士の交流の促進や相談体制の充実を図ることや、先般実施した「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」で意見の多かった「自然と触れ合いながら遊べる公園」等、子育て環境の整備が求められています。

また、放課後児童対策については、両地区に放課後児童クラブを開設し、社会教育などと連携した事業を実施していますが、総体的な児童数が減少している中で利用者数は横ばい傾向にあるため、今後も子どもたちにとって安心で安全な居場所を提供するなど、帰宅

前の家庭学習や活動の充実等、学校と連携した事業展開を図る必要があります。

基本目標

安心して子どもを産み育てられる町を目指し、子育ての不安を解消できる相談・支援体制の確保を図るとともに、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、様々な地域資源と協働し、子育てを地域社会全体で支援していくため、「(仮)安平町子ども・子育て支援事業計画（H27～）」を策定し、子育て環境を整備していきます。

主要施策

- 両地区の子育て支援センターを子育ての拠点施設とし、子育てに関する研修や情報発信を行うとともに、悩みを相談したり、気軽に仲間と話し情報交換が行えるサークルづくりを支援していきます。
- 子育て支援センター事業を社会教育等の関連部署と連携し、家庭教育に重点を置いた事業展開や、家庭の教育力向上を目指すとともに、多様なニーズと個別のケースに対応した指導・助言に努めます。
- 放課後や土曜日に安心して安全な居場所を提供し、子どもたちの健全育成のため、児童館や放課後児童クラブが学校や関係機関と連携し、健全な遊びの提供から、学力や体力の向上につながる事業の展開に努めます。
- 子育てガイドブックを作成し、妊婦から出産、乳幼児期の食育や町内の遊び場等の情報を紹介しましたが、町のホームページを活用するなど、子育てに必要な情報を分かりやすく発信していきます。
- こどもを抱き親子が絵本を通じて言葉と心を通わせ、子どもの発達に好影響を与えることをねらいとした「ブックスタート事業」を継続するとともに、学校図書や公民館図書を含めた利用促進を図り、本が好きになる子どもの育成を推進します。

第3節 早期療育

現状と課題

乳幼児期から児童前半期にかけては、人格形成の基礎を培う基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、この時期における子どもへの対応がその成長に大きな影響を与えるといえます。

本町では、子ども発達支援センターを設置し、早期療育を行うため、言語聴覚士、臨床発達心理士、保育士を配置し、就学後においても専門的な支援体制を継続するなど、関係部署との連携を図ることにより、様々なライフステージの支援に努めていますが、安定・継続した支援を行うには、専門職員の確保と最新の療育を提供する等、質の向上が求

められています。

今後は、子ども発達支援センターが就学前における早期療育の場として中心的な役割を果たすよう専門支援機関や学校等関係機関と連携するとともに、乳幼児相談や健診などにより、子どもの成長に不安を持つ家庭に対して、適切な支援を行う必要があります。

基本目標

専門職員を安定的に配置し、よりの確な支援や指導、医療機関や療育機関との連携により、保護者に寄り添い、よりきめ細やかで質の高い早期療育の提供を目指します。

主要施策

- 発達の遅れやしょうがいの疑いのある子に対し、子ども発達支援センターを通して専門機関・専門支援事業の紹介や適切な支援に努めるなど、充実した地域療育を推進します。
- 支援を必要とする子どもについては、関係機関と連携を図り、保育園・幼稚園・小学校に通う子どもには保護者の了解を得て、教育や保育に対する助言や検査結果等の情報共有と適切な引き継ぎを行うなど、幼小連携による一貫した支援体制を確立します。
- 追分児童館や早来児童センターに新たに通う子どもについても、発達の遅れなどが見受けられる場合、保護者や小学校等との連携を図りより良い環境づくりに努めます。

第3章 学校教育

第1節 学校教育の推進

現状と課題

「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視した学習指導要領が導入され、次代を担う子どもたちを育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切となっています。また、授業の分かりやすさや学力向上、いじめ問題の早期解決に向け、国が動き始めました。

一方、道教委は、義務教育の趣旨を踏まえ、平成26年度の全国調査までに、全国平均以上という大きな目標を掲げるとともに、平成26年度の全国学力・学習状況調査の実施要領では、公表に関して市町村教育委員会は、自らが設置管理する学校の状況について、実施要領に基づく配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした公表を行うことが可能

とされました。

本町においては、学校改善推進委員会を中心として、課題の実態把握や検証をするとともに、教育課程の内外において、ふるさと教育・学社融合授業（事業）を進めながら、生きる力や学力の向上に努めています。また、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、さらに「いじめ防止基本方針」に基づく町の基本方針の策定の努力義務化や学校におけるいじめの防止対策に取り組む組織化が義務化されたことから、教育委員会事務局に設置している生涯学習アドバイザーを窓口にも、いじめや学校生活に関する相談、教職員の指導等に対応できる体制の充実化が必要となります。

また、家庭におけるあいさつや食事の大切さ、そして地域全体で子どもを見守り育てることの大切さなど、現代社会では希薄になってきていることを取り戻す取組も必要となっています。

基本目標

豊かな自然に恵まれた安平町の特性を生かし、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより一層育み、「確かな学力」として基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、家庭や地域において絆を深めつつ、学校・家庭・地域が相互に協力・連携した教育の推進と、ふるさとを愛し 21 世紀の国際社会に逞しく生きる人材育成を目指します。

主要施策

- 学習指導要領に基づき、知識や技能の習得や思考力・判断力・表現力などの育成に努めるとともに、各家庭や地域全体で進める仕組みづくりや体制の強化に向けた取組を推進します。
- 安平町としては、これまで授業改善と望ましい生活リズムの定着を車の両輪として取り組んできたところですが、幼・小・中・高の幅広い連携の中から、より一層、基礎学力保障の取組を加速させつつ、学校の序列化や過度の競争が生まれないよう慎重に対応してまいります。
- 学校改善推進委員会を中心に、全国学力・学習状況調査結果を各学校ごとに検証、分析することにより、各校の課題解決と今後の取組に反映させていきます。
- 幼小中高連携の理念のもと、教科の連携による「幼小中高教員の相互乗り入れ授業」や学校行事への参加・交流など、学校間の「縦・横・斜め」の連携を強化していきます。

【重点】

- 全教職員の協力のもと、児童生徒の発する心のサインを敏感に受け止め、いじめや不登校、問題行動などの早期発見と未然防止に努めるとともに、人権教育や命の教育の充実を図ります。【重点】

- 教育委員会事務局が、いじめ防止対策推進法等に基づく、町の「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、各学校におけるいじめ防止等の対策のために設置した組織との情報共有を図ります。
- 生涯学習アドバイザーや心の教室相談員を配置し、児童生徒に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 遠浅地区に建設中の太陽光発電施設を活用し、関連企業と連携した「環境教育」を検討していきます。【重点】
- 子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、地域企業の協力によるキャリア教育の充実化を図るとともに、教育委員会の仕組みや役割を体験できる「一日教育長体験事業」などの実施による開かれた教育委員会を目指します。

第2節 開かれた学校づくり

現状と課題

保護者や地域住民が学校・行政と目標を共有し、学校の教育活動に関わることにより、子どもたちの学習活動は広がりを見せ、内容が豊かになり、特色ある教育活動が活発に展開され、子どもの豊かな心と生きる力を育みます。また、地域での子どもたちを見守る目も増え、子どもの健全育成や安全確保にもつながります。

本町では、平成 25 年度に道内町村では初の試みとして、追分小学校において、地域全体で学校を支え子どもの育ちをサポートし、子ども一人ひとりに生きる力を育むための「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を設置するなど、信頼される学校づくりに努めていますが、他の小中学校についても、地域と学校・行政がより一体となり、関係する方々と協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある開かれた学校づくりを進める必要があります。

国は、平成 25 年 11 月 29 日、学校教育法施行規則の一部改正を行い、設置者である教育委員会が必要と認める場合は、休業日に授業が出来るようになりました。さらに、こうした制度改正を踏まえ、土曜日の授業を含めた効果的なカリキュラムを開発する「土曜授業推進事業」と地域で実施する体系的・継続的なプログラムを企画展開する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を今後実施する予定です。

安平町としても、これに乗り遅れないよう効果的な土曜日の在り方の調査研究や実践に努めていく必要があります。

基本目標

地域の方々と学校・行政が、みんなでよく考え、よく話し合い、同じ目標に向かって

一緒になって活動し、一体となって子どもたちを育む、地域から愛され、地域とともにある学校づくりを目指します。

主要施策

- 学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支え、学校の応援団として組織する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を全ての小中学校に導入します。また、これにより、各校で実施している「学校評議員制度」「学校関係者評価制度」などとの一本化を進めます。【重点】
- 地域住民や関係団体の協力のもと、「こどもサポート隊」等の防犯活動や「自主防災組織」等との連携を含めた防災教育の充実化を図るとともに、学校のボランティア人材バンク制度など、地域の教育力を活用する取組を「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の中で検討していきます。
- 土曜日の授業を含めた「土曜授業推進事業」や、地域で実施する体系的・継続的なプログラムを企画展開する「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」については、効果的な土曜日の在り方の調査研究を進めるとともに、事業の実践に努めていきます。
- 子どもと地域住民相互理解を図るため、学校内外における「あいさつ運動」や「地域環境美化運動」など、地域と学校の連携による運動を「ゼロ予算事業」として展開していきます。【重点】
- 開かれた学校及び学校間の連携を図るため、「(仮称) 幼小中高教員の相互乗り入れ授業（出前授業等）」を検討していきます。
- 地域や保護者の意向による学区選択による緩和措置（構造改革特区制度）を研究するとともに、保護者や地域住民の声をお聞きしながら、小学校の統廃合について検討します。【重点】

第3節 小中学校教育

現状と課題

学習指導要領は、子どもたちの現状をふまえ「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。

次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けていくため、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切となっています。

本町では、地域の教育資源を活用しながら学社融合授業（事業）を展開し、児童生徒の課題解決能力や創造性の育成、学習意欲や関心の高揚を目指した教育を進めていますが、

今後よりきめ細やかな学習指導や生活指導が必要となっています。

就学援助については、平成 25 年 8 月に生活保護基準が引き下げられましたが、このことに伴い、要保護や準要保護の認定を受けていた児童生徒が従来通りの就学援助が受けることができなくなるといった課題が生ずることが懸念されています。

安平町としては、こうした課題に対処するため、町部局との連携をもとに、出来る限り影響が及ばないような対策を講じていく必要があります。

一方、いじめ防止対策推進法の施行により、地方公共団体が実施すべき施策として、「いじめ防止基本方針の策定」及び「いじめ問題対策連絡協議会」が前述のとおり努力義務となりましたが、学校においては、「学校いじめ防止基本方針の策定」及び「いじめ防止等の対策のための組織の設置」が義務化されたことから、これまで実施してきた「いじめ問題対策」や「安平町いじめゼロ子ども会議」などの内容を含めさらに充実させる必要があります。

また、平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、しょうがいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなったことから、しょうがいのある児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要となっています。

さらに、平成 25 年 9 月 1 日に学校教育法施行令の一部が改正され、視覚しょうがい者等の児童生徒については、市町村教育委員会が、しょうがいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

基本目標

地域の方々と学校・行政が、みんなでよく考え、よく話し合い、同じ目標に向かって一緒に活動し、一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりを目指します。

主要施策

- 学校と社会教育が一体となり、地域の教育資源を活用しながら、キャリア教育や土曜日の授業を含めた「ふるさと教育・学社融合授業（事業）」を推進するとともに、善悪の判断や他人を思いやる心を大切にする教育を推進します。
- 文部科学省が検討している小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制の強化や、中学校における英語による英語授業実施等に向けた準備を進めていきま

す。【重点】

- 生活保護基準が引き下げにより、要保護や準要保護の認定を受けていた児童生徒が従来通りの就学援助が受ける事ができなくなるといったことが生じないよう対策を講じていきます。
- 教職員の資質向上を図るため、道教委が主催する研修会に積極的に参加していくとともに、町教委及び校長会等が主催する研修機会の充実化を進めていきます。（ゼロ予算事業）
- 児童生徒がいじめ問題について「人間として絶対に許されない」という認識を「安平町いじめゼロ子ども会議」等を通じて普及啓発していくとともに、安平町全体のいじめ防止対策を定める基本方針に基づく対策を講じていきます。【重点】
- しょうがいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、必要に応じて専門家の助言を受けるなど、個々の実態に応じたきめ細やかな指導に努めます。
- 特別支援教育の充実化を図るため、幼小中高連携教育推進協議会（仮称）のもと、特別支援教育推進委員会（仮称）を設置するとともに、言語聴覚士や臨床発達心理士などの専門職員による支援の充実化を図ります。【重点】
- 現在、設置している「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図ります。

第4節 高等学校教育

現状と課題

北海道追分高等学校は、昭和 24 年に地域の強い願いが反映されて開校し、「自立」「誠実」「実践」の校訓の下、開校以来、多くの優秀な人材を送り出し、人間としての総合力育成を重視した少数精鋭の道立全日制普通科学校として、地域とともに歩んできましたが、中学卒業者の減少や地元からの進学者の減少などにより、平成 7 年度から普通科 2 学級となったため、「追分高等学校存続支援協議会」を中心とした支援策の展開による魅力ある学校づくりに取組み、地元中学校をはじめ近隣中学校へ出向いて追分高等学校の魅力を PR し進学者の確保に努めてきました。

しかしながら、平成 26 年度に苫小牧東高等学校、平成 28 年度に白老東高等学校がそれぞれ 1 間口を減とする公立高等学校配置計画が北海道教育委員会から示されたことから、追分高等学校の現行間口の維持要望を強力に進めてきましたが、今後は存続問題を取り巻く環境が一層厳しくなることが予測されるため、追分高等学校に関する意識調査に基づく支援施策の分析を行うなど、ニーズに合った高校存続に向けた取組を強化する必要があります。

ます。

基本目標

追分高等学校の持つ教育の魅力を積極的に発信し、町内外の中学生や保護者にとって魅力ある学校、地域にとって存在感のある学校となるよう支援します。

主要施策

■追分高校の教育活動の充実を図るため、「追分高等学校存続支援協議会」を中心に、外国語指導助手（ALT）の派遣や、特色ある教育活動や就学・通学に対する支援を行うとともに、町内の生徒や保護者に向けて追分高等学校の魅力を積極的に発信します。

【重点】

■町内唯一の高等学校である追分高等学校の存続のため、行政・学校・追分高校を支える会などが一体となった地域運動を展開するとともに、誘致企業会をはじめとする関係団体・関係機関とともに存続要望活動に加え、進路決定率を高める運動を推進し、追分高等学校に進学する魅力づくりを支援します。

■追分高等学校の魅力を伝える取組を強化するため、中学生を対象とした学校説明会や一日体験入学や、誘致企業会と連携したインターンシップ授業など、学社融合事業の推進による魅力ある授業や地域に開かれた学校づくりを目指します。

■学社融合事業のひとつである町内小中学生を対象とした「どきどきサイエンス教室」や「子ども寺子屋事業」などについては、追分高等学校教諭の協力を得ながら、教育委員会と小中高の連携を推進していきます。

■追分高等学校、中学校、教育委員会事務局等による「教育懇談会」を開催し、町内児童生徒や保護者ニーズ、さらには、先進事例等の現状分析の共有化を図るとともに、追分高等学校存続に向けた課題解決策を検討していきます。

第5節 健康・安全・防災教育

現状と課題

子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもの心身の健康の保持増進と防災対策の充実により、安心感をもって日々の生活を送ることができるような社会の形成が望まれています。

しかしながら、近年、社会状況や人々の生活状況の変化の中で、適切な食習慣や生活習慣が身に付いていない子どもが増加するとともに、学校の内外において、交通事故や地震・暴風雪等の自然災害による被害、さらには、平成26年札幌市で発生した小学生連れ去り事件のような不審者による被害など、児童生徒の安全を脅かす事件・事故が発生しています。

一方、子どもたちの体力・運動能力については、平成25年度の調査では、本道の小中学校男女ともに、全国を大きく下回っている状況です。具体的には、「質問紙調査」における運動やスポーツを週一回実施している児童生徒の割合や、新体力テストを調査対象学年である小学5年生や中学校第2学年以外でも実施している学校の割合、学校全体で生徒の体力・運動能力向上のための目標(値)を設定している学校の割合が全国と比較して低いことなどの課題が明らかになっており、安平町においても、ほぼ、同様の傾向が見られております。

平成25年4月、厚生労働省が定める「日本人の食事摂取基準」を参考に、「学校給食実施基準」の一部が改正されました。同実施基準においては、食品構成について、「学校給食摂取基準」を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせて、食に関する指導や食事内容の充実を図ることが求められております。

また、昨今道内外で窒息事故や食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックで死亡するという大変痛ましい事故とともに、他県においてノロウイルスを原因とする大規模な食中毒が発生しています。

基本目標

食育などの健康を守る教育と防災教育などの安全を守る教育を推進し、すべての子どもが心身ともに健康で安全に生活が送れるような環境整備を目指します。

主要施策

- 豊富な経験を有する人材や地域の団体などの教育力を活用し、薬物乱用防止などの講話や登下校時の見守りなど、地域における子どもを守る体制の強化に努めます。
- 食育を総合的かつ計画的に進めるため、学校給食センターの活用と学校、保護者と連携したアレルギー対応給食の提供を進めるとともに、食育推進計画に基づく食育の推進に努めます。また、学校給食材料の地域産物導入と、子どもたちと生産者との交流による食育教育を拡充していきます。
- 窒息事故や食物アレルギー（アナフィラキシーショック事故）、ノロウイルス等を原因とする大規模な食中毒などの未然防止策に向け、安全確保や衛生管理を指導・徹底してまいります。
- 平成24年度に追分幼稚園をモデル事業としてスタートした「フッ化物洗口の導入」については、町内の全ての小学校の継続実施及び中学校の導入を計画的に進めていきます。
- 東日本大震災を教訓として、学校における防災教育を推進するとともに、安全管理・危機管理マニュアルの周知徹底及び必要な見直しを進めます。

- 道有機農業協同組合、胆振地区漁業士会等の協力による食育事業を学社融合事業に位置付け実施していきます。【重点】
- 幼稚園から高校まで 15 か年を見通した子どもの体力、運動能力の成長を考えていくことが重要であることから、義務教育では、新体力テストの実施学年の拡大を進めるとともに、各ステージにおいて、体力向上に関する具体的な数値目標の設定などに積極的に取り組んでいきます。さらに、豊かな心を育む教育活動の充実とスポーツに親しむ環境づくりを一層醸成していきます。
- 学校等に対し、「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」などについて、不断の見直しを行うとともに、児童生徒が自ら安全に行動できるよう、安全教育の一層の充実について指導していきます。
- 通学路の交通安全の確保については、地域ごとの推進体制の構築などの取り組みを関係機関・関係団体と連携し、着実に推進していきます。具体的には、小学生連れ去り事件に関わり、危機管理マニュアルの見直し、防災訓練の実施を含む児童生徒への安全教育の徹底、保護者や地域住民等と連携した登下校時や放課後等の見守り活動、関係機関と連携した通学路等の除排雪、保護者に対する北海道警察の「ほくとくん防犯メール」の周知などについて、学校に対し指導・助言していきます。

第6節 学校施設等の整備充実

現状と課題

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っており、耐震化や老朽化への対応など子どもたちが安心して学習することができる環境整備が重要です。

本町では、老朽化が著しかった追分中学校を新築し、両地区にある学校給食センターについても、今後の維持補修費用や運営費などを考慮し、児童生徒に安全な給食を提供できるオール電化による新たな学校給食センターが完成し、アレルギー対応給食を含めた給食の提供を行っていきます。

今後は、未実施となっている安平・遠浅小学校の耐震化の調査結果に基づく工事の実施によって児童生徒の安全確保を図るとともに、パソコン教室及び校務用パソコン設備を含めた学校施設全般については、中長期的な視点による計画的で効果的な整備改修が必要となっています。

基本目標

老朽化している学校施設の整備改修等を計画的に実施し、児童生徒に対する安全で快適な教育環境の提供を目指します。

主要施策

- 児童生徒の安全を確保するため、小中学校の耐震化調査に基づき、必要な耐震化工事を実施します。
- 学校施設の整備改修を計画的に行い、安全で快適な教育環境の確保とともに、施設の長寿命化を図ります。
- 学校教職員住宅は、築 40 年以上が経過し老朽化した住宅もあるため、町公共施設活用計画に基づいた計画的な建替えや取壊し、修繕を実施します。
- 現在使用している校務用パソコン関連機器の老朽化及びサポート終了に伴う更新については、セキュリティ対策や校務支援システムの導入を含め計画的に行っていきます。
- 新設した学校給食センターの調理業務、配送業務については、民間委託を基本とすることにより、労務管理コストの軽減とともにサービスの向上を図ります。

第7節 幼小中高連携教育の推進

現状と課題

明治以来、学校は人としての基礎づくりの場として、こどもの成長に合わせた学校独自の文化の創造とともにその役割を果たしてきましたが、近年、小1プロブレムや中1ギャップという現象が起き、成長の節目となる進級が壁となり学習や生活に支障をきたしているとの指摘なされるようになりました。

進級先の生活や学習などを子ども自身が前もって体験し、理解しておくことが、こうしたハードルの軽減につながることから、幼小中高の枠を超えた連携と隙間のない教育環境の整備が重要となります。

基本目標

安平町の特性を生かし、特色ある教育課程や学社融合授業（事業）により、幼児、児童、生徒一人ひとりの可能性を伸ばすとともに、確かな学力を培うなど「生きる力」を育み、ふるさとを愛し、21 世紀の国際社会に逞しくいきる人材の育成を目指します。【再掲】

主要施策

- 幼小中高の縦、横、斜めの連携を基軸とした連携を図り、安平町全ての教育力を結集した教育を推進していきます。【再掲】
- 連携教育を進めるにあたり教科の接続及び生徒指導の接続に留意するとともに、学校行事等の積極参加や幼児、児童、生徒間及び教師間の相互交流を深めていきます。
- 連携教育については、「学力向上」「教育指導」「国際理解教育（英語学習）」「スポーツ教育」「特別支援教育」「ふるさと教育・学社融合授業（事業）」の各分野を重点事項と

位置付け取り組んでいきます。

- 幼小中高の連携教育を推進することにより、民営化委を目指す「はやきた子ども園」の特色化を図るとともに、追分高等学校の存続運動につなげていきます。

第4章 社会教育・社会体育

第1節 社会教育の推進

現状と課題

心豊かで生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して学び、その成果を自発的に社会に生かすことができる生涯学習社会の実現、及び知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとして持続可能な生涯学習社会の実現が望まれています。

そのためには、学習の主体である町民が、あらゆる学習機会を有効に活用できるよう生涯学習活動の環境づくりを進めるとともに、町民に対してきめ細やかな情報を提供することが重要です。

本町では、町民の生涯学習への意欲の高揚と学習活動への参加を促進する生涯学習フェスティバルの開催支援や、町民が主体的な発想を活かして取り組むことができる町民活動支援事業などを推進するとともに、町広報紙の紙面を利用した生涯学習だより“きらり”の発行や町ホームページなどによって教育情報を発信するなど、生涯学習の基盤整備と情報提供に努めています。

また、「安平町まちづくり基本条例」に規定された住民との協働のまちづくりを進めるためには、「担い手の育成（人づくり）」とともに、「仕組みづくり」に主眼をおいた取組を推進していく必要があります。

さらに、近年、子どもが被害にあう重大事件が続発しており、学校や通学路における子どもの安全に関して、保護者の不安感が大きくなっており、子どもたちが生涯にわたって自他とともに安全に生きることができる資質・能力の育成と、子どもたちが安全に学べる環境の確保が、極めて重要な課題となっています。このようなことから、学校と家庭・地域が連携した子どもの安全・安心に対する取組が求められています。

基本目標

住民との協働のまちづくりを進めるうえで、「担い手の育成（人づくり）」とともに、

「仕組みづくり」に主眼をおき、個人の知識が地域社会の中で循環し、さらなる創造を生み出す生涯学習社会を目指します。

主要施策

- 町が目指す生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、まちづくり基本条例に基づく「生涯学習計画」を策定します。
- 協働によるまちづくりを実現するため、町民の知恵や技術、経験や潜在能力をまちづくりに活用した「町民マスター制度」を運用するとともに、生涯学習を推進し学び合いを広めるリーダー的な役割として、地域の「担い手の育成（人づくり）」、「地域の団体やNPO法人との協働を目指した仕組みづくり」の検討と活用を図ります。【重点】
- 町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、町内の施設において有意義な学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催など様々な学習活動に参加できる環境をつくり多くの町民が参加し実践できるよう推進します。また、講師派遣を含めた「出前講座」方式による問題意識や課題解決を目的とした学習機会の提供に努めていきます。
- 町民に対する教育関係の情報提供については、「生涯学習だより “きらり”」を中心に据え、さらには町ホームページや町広報紙なども活用し、効果的な情報提供に努めます。また、町ホームページとリンクした「フェイスブック」や「イベントの動画情報」など、より充実した情報発信を行っていきます。
- こどもの登下校の不審者等による事件・事故を未然に防ぐための手立てとして、地域住民や各団体の協力を得た「子どもサポート隊」の運動や「見守り活動」などを地域の実態に合った方法により見直すとともに、全町的な展開により子どもの安全確保に努めます。
- 町内のウォーキング実践者などの協力を得ながら、本町の子どもたちが実践をしている「あいさつ運動」や、高齢者に対する「声かけ運動」が全町に浸透するよう支援していきます。（※ゼロ予算事業と調整）
- 子どもに不足している「歩く距離・学習時間・民泊等」などの様々な体験量を数値化するなど、土日曜日や長期休業中のプログラムで補填する仕組みを検討します。
- 学力面や体力面において、「テレビ&ゲーム時間の抑制目標」や「子どもの歩数を1万歩増加目標」など、より具体的なことを社会教育の目標として事業化するなど、学校教育との学力向上・体力向上と連携した取組を検討します。
- 一般的なポジティブな講座のみならず、心に響く話しや記憶に残る指導方法を検討するなど、問題意識や課題解決を目的とした講座を企画していきます。
- 教育関係団体等が一堂に会し、3年に一度、実行委員会方式により「協働のまちづくり」「担い手づくり」「団体育成」など、まちづくりの根本的課題をテーマとした教育大会を新たに開催します。

第2節 ふるさと教育・学社融合

現状と課題

現代では、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を見つめ直し、互いに連携・協力を図りながら、社会全体で子どもたちの健全な育ちを支えていくことが求められており、ふるさと教育・学社融合はこのことを叶え、ひいては地域の教育力全体を高める取組として展開しています。

具体的には、学校教育と社会教育がそれぞれの特性を活かし、学習の場や活動などを重ね合わせ一体となって子どもたちの教育に取り組んでいかなければなりません。そのため、小中学校の授業として実施してきた本事業に加え、大学生ボランティアや追分高等学校教諭の協力による「子ども寺子屋事業」、さらには、追分高等学校での「どきどきサイエンス教室」や誘致企業会等による「子どもゴルフ教室」、「環境教育」など、学校と社会教育の連携に加え民間企業なども加わった事業の充実化が必要となります。

基本目標

子どもたちを中心に学校授業を拠点とした町民相互の学び合いを活発にすることで、ふるさと安平町を体感するとともに、地域全体の教育力を高めることを目指した「ふるさと教育・学社融合」を推進します。

主要施策

- 学校と社会教育が融合し共に教育・学習活動を行う「学社融合事業」については、ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心を育む「ふるさと教育」の推進に向け、「ふるさと教育・学社融合推進委員会」のもと、家庭・学校・地域が連携し、教育の輪が大きく育まれていくような取組を推進します。【重点】
- 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力及び態度を育てる取組を推進します。
- 環境や環境問題に対する興味と関心を高め、必要な知識・技術・態度を会得させるため、学校と行政、企業、地域で活動する団体などとの連携を図り推進します。
- 学校と行政、地域の団体やNPO法人との連携を図り、環境教育の充実に努めるとともに、今後策定する「安平町環境行動計画」に基づく事業を検討していきます。
- 生涯を通じ健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と、食を選択する判断力の育成を図ります。
- 薬物乱用防止教室や国際理解教育、福祉教育、ボランティア学習など、関係機関及び地域の教育力を活用した取組を進めます。
- 少子高齢化や高齢者の単身世帯が増えるなか、高齢者が自らの豊かな経験や知識を

生かして社会参加できる機会を確保するため、異世代交流の取組を推進します。

- 明日の親となる中学生のための子育て講座など、思春期を迎えた中学生に「命の大切さ」や「親の愛の深さ」を学ぶ子育て理解講座を継続していきます。
- 「人生体験」や「命の尊厳」を児童・生徒に直接語りかける「いのちの授業」に取り組んでいきます。

第3節 平和教育

現状と課題

本町では、これまで悲惨な戦争の犠牲となられた方々に対し、毎年戦没者追悼と平和教育活動の報告の場として、「安平町平和祈念式典」を開催し追悼の意を表してきましたが、戦後 69 年目を迎え、そのご遺族も子から孫へと代替わりされ、また、国民の多くが戦争を知らない世代へと移行していることから、戦争の恐ろしさや悲惨さとともに平和希求の精神を後世に継承する必要があります。

基本目標

核兵器廃絶平和の町宣言（平成 20 年 6 月 18 日議決）された、平和希求の精神に基づき、後世に継承する様々な取組を継続していきます。

主要施策

- 町では、これまで平和教育の一環として児童生徒による広島平和記念式典への派遣や写真展の開催、教育マスターを活用し、実際の体験に基づく戦争の悲惨さなどについて学ぶ機会を設けてきましたが、今後も平和教育事業を継続し推進していきます。また、合併 10 周年事業として、毎年広島派遣でお世話になった語部を招いた平和教育講演会などの記念事業を検討していきます。
- 戦後 69 年目を迎え、国民の多くが戦争を知らない世代へとようになってきていることから、次世代を担う子どもたちや多くの町民に参加をいただき、戦争の恐ろしさや悲惨さを語り継ぐとともに、平和希求の精神を後世に継承することを目的とした安平町平和祈念式典に協力していきます。
- 児童生徒を対象とした平和教育については、戦争の悲惨さを肌で感じ、平和について考える力を培う「広島平和記念式典派遣事業」を継続していくとともに、派遣にあたっては研修効果を高める事前研修の実施や、町民を対象とした報告会に向けた事後研修を行うなど、子どもたちの主体性を大切にした事業実施に努めます。

第4節 青少年教育

現状と課題

現代では、都市化や核家族化・少子化等の進展により、地域の連帯感、人間関係の希薄化が進み、青年個人が主体的に地域や社会のために活動することが少なくなってきました。また、異なった世代の人との交流の場が失われてきているとともに、青年同士の交流の場も地域よりも学校や職場が中心となってきた現状があります。

しかしながら、青年期においては、積極的に社会参加を行うとともに、自発的な意志に基づいて団体やグループ活動に参加し、多くの人と交流する中で自主性や実践力を磨き、学んでいくことが必要です。

現在、町内では児童・生徒を対象とした学習機会は十分に確保されているものの、これに比べて青年教育、成人教育の具体的学習の場は少ない現状にあり、成人期、壮年期に地域づくりの核として活躍する人材を育むためには、青年期の学習の場、活動の場を設け、横のつながりを築くことが必要です。

このため、今後は学習機会の確保に加え、若者の力を発揮してもらう活動の場の創出も課題となっています。

基本目標

子ども達の豊かな心や社会性を育むため、ボランティア活動や体験活動の場を設けます。また、地域で主体的に活動する青年層を支援し、若者の活動の場を創出していくとともに、知識・技能の習得や社会参加を促す学習等、多様な分野から青少年のニーズにあった学習を提供し、活動を支援していきます。

主要施策

- 郷土に誇りと情熱を持ちながら活動に参加し、自ら行動できる青年を育成するため、青年のニーズにあった学習の機会を提供するとともに、平成 25 年にスタートした「若者塾」など、まちづくりに繋がる積極的な活動を支援していきます。
- まちづくりへの参画のきっかけづくりとなる、町内の青年団体間の連携に努め、青年の力を活かした取組に繋げていくことに努めます。
- 成人式、特に祝賀会の開催にあたっては、町内婦人団体の協力のもと、今後も新成人の社会教育への参画事業として位置づけ、支援に努めます。
- 大学生ボランティア等の協力により、中学生の夏休み・冬休み期間中の学習の場として「子ども寺子屋」を継続するとともに、放課後子ども教室や各種体験事業など、青少年の健全育成に繋がる事業を実施していきます。
- 異年齢間の交流を図ることができる「安平町子ども会育成連絡協議会」活動の推進を様々な分野で支援しながら、子どもの豊かな心と社会性の育成に努めていきます。
- 子どもに不足していると言われている体験機会（運動機会・学習時間・各種体験活

動)の提供を、土・日曜日や長期休業中に実施していきます。

- 安平子連との連携による中学生を対象とした「ジュニア・リーダー組織」を育成支援するとともに、異学年・異年齢間の交流を深め、子ども達の豊かな心と社会性の育成に努めていきます。

第5節 成人教育（女性教育含む）

現状と課題

成人期は、社会生産人口の中心であることから他年齢期に比べて多忙であり、個々が多様な生活リズムの中で日々を過ごしています。そんな中、本町では成人向けの学習機会として主に一般教養や趣味的要素を中心とした公民館講座を開設しています。

さらに、自主企画の学習活動を支援すべく「マイプラン・マイスタディ事業」や「町民活動支援事業」を設けているほか、社会教育事業企画検討会を開設し、社会教育事業に関して事業の企画・立案段階から町民ボランティアに参画してもらうとともに、職員と連携を密にしながら企画事業の運営にあたっています。

その一方、主体的に学習を行う個人や団体に関しては、学習相談や情報提供をとおして活発な活動を支援していく必要があります。また、町内の学習活動に関わっている方との協働の学習活動を展開していくことや、個人・団体の経験や知識、特技を学習資源として活用していく方策も講じていく必要があります。

今後のまちづくりを進めていくうえで、女性の視点からの提言は貴重であり、主体的な活動は欠かすことができません。したがって、今後も引き続き組織強化のための支援や相談体制を充実させることが必要と思われます。また、女性教育については、「男女共同（平等）参画社会」の実現を図る意味からも、女性の地位向上と公的な意志決定部門への参画を含めた一層の社会参加が必要であり、女性相互の意見交流や地域活動を担う組織に対する育成と支援が必要となります。

基本目標

幅広い年代層からの多岐にわたる学習ニーズに応えるため、個人の学習活動や主体的に行動できる人づくりを推進することはもとより、自主的なグループ活動への支援にも力を入れ、学習機会の提供のみならずともに企画、実践する学習形態を目指します。また、個人や団体が知識や技能を生かし、地域で活躍する機会を創出していきます。

これまで構築されてきた地域社会の中で、共に支え合うという「協調・協力の心」が大切

であり、女性の参画が今後のまちづくりに重要となることから、まちづくりへの参加の促進を図るとともに安平町女性組織の拡大を目指していきます。

主要施策

- 自己啓発につながる学習活動や地域づくりの一員としての役割を果たしたいと考えている人の社会参加への意欲を喚起するため、社会教育事業や公民館事業に、企画段階から参画できるプログラムを構築するとともに、生活意識や人生観、職業観、さらには「生きがい・教養」など、地域住民のニーズに沿った事業の実現により、参加する喜びと学習意欲の向上を図っていきます。
- 幼稚園・小・中・高校における単位PTAに対する支援とともに、これらの連携事業を行う「安平町PTA連合会」の支援を行っていきます。特に、PTAに対する防犯活動等の協力要請や、子育て講座やまちづくり講座の開催など、これらの世代がまちづくりへの関心と意欲を促す取組や、自己啓発につながる学習活動、さらに豊富な経験を活かした地域活動が行われるよう支援していきます。
- まちづくりを進めていくうえで、女性の視点からの提言は貴重であり、主体的な活動は必要です。このため「安平町婦人団体連絡協議会」の組織強化と女性団体間の有機的連携を強化します。
- 既存の女性組織との連携を足がかりとしながら、全町的組織への拡大に努めるとともに、女性相互の意見交流により、資質の向上を図るために研修会等の開催支援に努めます。
- 男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進することが必要になるため、各種行政委員会等に女性委員が参加しやすい環境づくりや、いろいろな場面での女性の登用と男女共同参画等の取組の推進に努めるとともに、町内の女性サークル、グループの自主活動への助言と支援に努めます。

第6節 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、人間形成の基礎となる重要な役割を担い、核家族化をはじめとする家庭環境の変化により、家庭における教育力の低下が危惧されます。

また、家庭教育は、「全ての教育の出発点」といわれているとおり、子どもは乳幼児期から親子の愛情や家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力、信頼感、豊かな情操、思いやり等を身につけていきます。しかしながら、現在全国的に家庭の教育力の低下が叫ばれ、懸念されています。

そこで本町では、これまで就学時健診や学校説明会等、多くの保護者が集まる機会に

講座を開設してきたほか、明日の親となる中学生から思春期の子どもをもつ保護者まで各対象に応じた学習内容を企画してきました。

今後は、ライフスタイルに応じて抱える課題も異なることから、より充実した講座や学習会の開設に取り組んでいく必要があります。

また、地域の子どもの育てるには子育て世代以外の協力も必要なことから、支援体制の充実や当事者同士が気軽に相談しあえる場面の創設に力を入れていく必要があります。

基本目標

子どもの成長に応じた学習情報の提供や家庭教育講座の開設と相談体制や交流の場の整備充実を進めていきます。また、親子教室など親子を対象とした学習機会の充実とともに、「ブックスタート事業」や「読み聞かせ」などのボランティア活動を積極的に支援していきます。

主要施策

- 妊娠期から思春期の子どもを持つ親まで、更には明日の親となる生徒を対象とした学習会等、各対象・テーマに沿った「子育て講座」や「家庭教育講座」等を開設していくとともに、訪問型などのきめ細かな家庭教育支援を行うため、保健師との連携を図っていきます。
- 子育てに関する悩みを相談したり、気軽に仲間と話し情報交換が行えるサークルづくりを支援していきます。
- 読み聞かせ等をとおして愛情豊かな親子関係を築くため実施する「ブックスタート事業」や「読み聞かせ」などのボランティア活動を積極的に支援するとともに、「あそびの広場」を提供するなど、子育て支援の体制整備を町内全域に広げていきます。
- 少子化・核家族化の進展などにより子育てに関する支援の必要性が叫ばれており、地域で子育てを支援するネットワークを広げていくことが急務であることから、その対策を図る上で核となる子育てサポーターを養成するとともに、託児活動などを行う団体などに対する支援を行っていきます。
- 地域全体で子育てを支えることを基本に家庭教育支援のための学習機会の充実を図るとともに、インターンシップにつながる「家庭教育サポート企業等制度」の普及を図り、家庭教育支援のネットワークづくりに努めます。

第7節 高齢者教育

現状と課題

心身ともに健康で充実した生活を送るためには、高齢者が生涯にわたって文化や運動に親しみ、主体的に学習機会を選択し参加できる生涯学習の環境づくりを進めて行く必要

があります。

本町でも、高齢化率が年々高くなる状況にあります。このような現状を背景に、健康づくりや生きがいづくり、余暇の充実という面で社会教育の果たす役割は年々大きくなってきています。

従来、活動の場として高齢者大学（ふれあい大学）を開校してボランティア活動や創作活動、児童との世代間交流活動を行ってきましたが、今後もこれらの取組を継続、充実していくとともに、自主的な活動意識の醸成により、多くの学習者を募り新たな活動へ繋げていくことが大切です。

また、高齢者が多いということは地域の技能や知恵、生活の工夫が豊富であるという視点に立ち、これらの貴重な資源をより地域に生かしていく取組を考案していくほか、社会全体で懸念されている異世代間の交流を促進し、幼児や児童、生徒との交流や若年層への歴史や技能伝達に力を発揮してもらう取組が必要です。

基本目標

高齢者の知識を活かした子どもとの交流活動など、自らが望む「生きがい探し」や健康で文化的な生活を側面から支援していくとともに、安平町高齢者大学（ふれあい大学）の企画・運営への参画や参加者間の交流を促進していきます。

主要施策

- 高齢者の生きがいを高め、健康で豊かな人生を創造するために「安平町高齢者大学（ふれあい大学）」を開校し、健康づくりや創作活動のほか、子ども達や地域住民との交流を通して、自らの知識と技術を還元し伝承できる機会を設けていきます。
- 高齢者大学（ふれあい大学）の講座内容を含めた企画・運営への参画の機会を用意するなど、自主運営方式を目指し参加者間の交流の輪を広げていくことができる仕組みを参加者とともに作り上げるなど、少しでも多くの高齢者が参加しやすい環境づくりを進めていきます。【重点】
- 地域にある公民館や学校において、子どもと高齢者が集まり交流の場としてこれらの施設を開放するなど、公民館の利用促進と学校施設の有効活用を含めた高齢者対策を検討していくとともに、世代間で子育てを応援する社会づくり、家族や地域のきずなを深め「学び合い・支え合う」学習活動を推進していきます。

第8節 芸術文化活動

現状と課題

本町では、様々な文化団体が活動しており、文化祭の開催や芸能発表会などを開催し、感動や喜びを与え活力をもたらし、町づくり、人づくりに大きく貢献していますが会員の高齢化とこれによる事業実施の際の支援が求められつつあります。

文化とは、先人が自らの手で築き上げてきた成果の総体であり、地域や時代によって固有のものであります。安平町においても、合併以前から両地区において長い歴史の中その土地独自の文化が根付いています。

長い時間を経て、また風土の生活様式の元に育まれてきた芸術・文化は次の世代へ引き継いでいかなければなりません。本町ではこの意識が高く、様々な団体や個人が幅広く活動しています。また、活動を行っている会員が児童を指導する中で交流を図る場面が生まれてきており、世代間の活動の広がりが期待されてきています。

ここ数年来の課題としては、一部で団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組や町民への情報発信、新たな指導者の育成等に関して支援を強化していく必要があります。

また、主体的な学習者を支援すべく、マイプラン・マイスタディ事業の活用をとおし新たに発足する団体の支援を行うほか、活動が停滞している団体への助言や支援にも力を入れています。

他方で、町内で優れた芸術文化を鑑賞できる環境と機会を充実させていくとともに、町内で活動している個人や団体の発表の場も引き続き提供していかなければなりません。また、合併後の課題である「真の意味での一体感の醸成」を図る必要があります。

基本目標

公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化」活動を促進していくとともに、「真の意味での町の一体感の醸成」を図ることを念頭に置き、文化・歴史伝承の担い手となる継承者の育成に努めます。

主要施策

- 芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートなどを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術文化に触れあう機会の拡充を図るとともに、住民のニーズを取り入れた事業の推進に努めます。
- 各公民館を文化活動の拠点とした「芸術・文化」活動を推進していくとともに、「真の意味での町の一体感の醸成」を図ることを念頭に置き、文化・歴史伝承の担い手となる継承者育成の援助、支援に努めます。

- 地域に根付いている文化を子どもに広げる取組等を奨励し、活動を団体内のみではなく地域全体に広げる試みを支援していきます。また、子どもたちの意欲の向上を図るため創設した「子ども文化・スポーツ賞」の制度の普及推進を図っていきます。
- 日常生活の糧とするため「文化講演会」や日頃接することの少ない芸術文化に触れる機会として「芸術文化鑑賞会」を開催するとともに、近隣市町において開催される芸術鑑賞会の周知を行っていきます。また、町内団体、サークル活動、町内芸術家の成果を発表する場を確保するとともに、ニーズにあった支援を行っていきます。

第9節 文化財の保護

現状と課題

古くから守り伝えられてきた町指定の文化財については、歴史や経過などを書いた看板を設置するなど、伝承を後世に伝えていくとともに、歴史や文化に触れる機会の提供に努めています。さらに、町が指定した文化財の保護とともに、国や道との調整による新たな文化財の指定に向けた調査検討を行っていく必要があります。

また、郷土資料を所蔵している早来郷土資料館については、老朽化が著しいためその対策として、旧富岡小学校の跡地利用の検討とともに、鉄道資料館についても複合的な機能を備えた施設整備（道の駅整備構想）の検討を進めてきましたが、「安平町総合計画（後期基本計画）」及び当該実施計画との整合を図りながら慎重に進めていかなければなりません。

基本目標

安平町の貴重な財産である文化財の保存・活用とともに、町文化財の新規指定に向けた作業を進めていくとともに、遠浅地区にある「木製サイロ（町文化財）」を国の重要文化財の指定に向け関係機関等と調整・協議を進めていきます。

鉄道資料館の整備については、「道の駅整備構想」の動きに合わせた準備を進めるとともに、安平町追分SL保存協力会（以下：SL保存協力会）の後継者育成など、文化的財産のみならず、知識や経験などの知的な財産を後世に引き継ぐために必要となる対策を検討していきます。

主要施策

- 町内に点在する埋蔵文化財包蔵地（遺跡）や町が指定した文化財については、町民の文化財保護に対する意識の醸成と理解を得るため、情報提供に努めるとともに、貴重な財産である文化財を後世に引き継ぐため、文化財保護委員の意見を基に貴重な文化財の保護と指定に努めます。

- 郷土資料を保存している、早来郷土資料館については、施設の老朽化が著しいため、旧富岡小学校の跡活用等による整備を検討していきます。
- 遠浅地区にある「木製サイロ（町文化財）」については、国内で最後まで活用されていた木製サイロとして貴重な日本の財産であるため、関係機関との調整・協議により、国の重要文化財の指定に向け努力していきます。【重点】
- 現有の鉄道資料館に静態保存している蒸気機関車の保護や整備、来館者への説明は、鉄道OBなどで構成される「SL保存協力会」が行っており、このような貴重な財産を後世に引き継ぐため、引き続きSL保存協力会に対する支援を行うとともに、このような文化と財産を後世に引き継ぐための仕組みづくりを調査・研究します。
- 鉄道資料館や郷土資料館等の郷土資料や指定文化財を積極的に公開、活用するため、公共施設のみならず民間施設の協力を得ながら、移動展示・出張展示、さらには「生涯学習」に係る各種事業実施などに合わせた臨時開館を行うなど、より効果的な公開を行っていきます。また、鉄道資料館の整備については、「道の駅整備構想」の動きと調整を図りながら進めていきます。
- 町内の歴史伝承を含めた知的財産（知識・経験・技術等）を後世に引き継ぐために必要となる対策を検討していきます。
- SL保存協力会と連携を図り、鉄道資料館に展示しているSL「D51-320号機」の走行調査等の支援をしていきます。

第10節 国際交流

現状と課題

合併後、国際感覚を身に付け見識を広げることなどを目的に、数年間実施してきた中学生の海外派遣事業を外国語指導助手（ALT）を確保する形で見直し実施してきました。さらに、学習指導要領による外国語教育の充実や国際社会で活躍する人材の育成を図るための取組を進めてきましたが、今後、文部科学省が小学校における英語教育実施学年の早期化や教科化、中学校における英語による英語授業の実施を検討していることから、より多くの子どもたちが外国語に触れ、そして外国の文化を学ぶ機会をこれまで以上に設ける必要があります。

基本目標

国際理解や交流を目的とした各種研修への参加の奨励や、国際交流を目的とした施策の検討や組織を育成支援していくとともに、我が国の伝統文化を尊重しつつ、国際感覚を身につけ、互いの文化や心の交流を深める取組の充実に努めていきます。

主要施策

- 学習指導要領により小学5年生から外国語活動が位置付けされたことから、外国語

指導助手（ALT）を確保し授業における外国語教育を充実するとともに、学校行事や他の行事において、外国語指導助手との交流や外国文化の紹介など交流活動を通じ、より多くの児童生徒が外国の言語や文化に接する機会を設け国際理解教育を推進します。

■文部科学省が小学校における英語教育実施学年の早期化や教科化、中学校における英語による英語授業の実施を検討していることから、幼小中高連携による英語教育強化施策の研究を行っていきます。

■町内に在住する外国人との交流を進めるため必要となる調査を実施するとともに、調査結果に基づく町内在住外国人との交流事業を計画していきます。さらに、地域で開催される国際交流事業や外国人を招いて実施する記念事業についても支援策を検討します。

■町内で活動している国際交流団体等については、活動内容や方針を再確認しながら活動の幅を広げていけるよう支援していくとともに事業内容の連携・再構築に向けた支援を行っていきます。

■各地で開催される国際理解や交流を目的とした各種研修会への参加を奨励するとともに、国際交流団体の主催による「食の文化交流会」や「英会話教室」などの異文化学習機会への支援、協力に努めていきます。

第11節 社会教育施設の整備

現状と課題

生涯学習活動の中心となる4地域の公民館は、まちづくり基本条例の中で、協働によるまちづくりを推進するための「生涯学習及び社会教育の活動拠点となる施設」として明記されました。そこで、地域の公民館が町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として、これまで以上に重要な役割を担う施設として有効利用されることが求められています。

現在、遠浅公民館の建替えに向け、遠浅自治会を中心に住民説明会を開催するなど、地域住民のニーズの把握を行いながら施設機能の検討を行っており、子どもから大人まで多くの人々が笑顔で利用できる公民館整備を進めています。なお、安平公民館についても、老朽化が進んでいることから、機能と利用向上を図るための改修計画を安平自治会を中心に進めていく必要があります。【重点】

追分公民館と早来公民館（町民センター）については、国の交付金を活用し、図書の購入をはじめ、書架や検索用パソコンを導入し図書室の充実を図りましたが、施設の老朽化に伴う、暖房設備や備品の更新について計画的に整備していく必要があります。

また、鉄道資料館や郷土資料館についても、貴重な資料の適切な保存とともに、来館者の増加施策を検討しております。さらに、その他所管する社会教育施設においても、公民館同様、長期的な視点に立った維持管理が必要となります。【重点】

基本目標

町民のニーズに基づいた利用しやすい社会教育施設づくりに努めるとともに、施設の効率的・効果的な運営、さらには施設の計画的な整備・改修を行っていきます。

主要施策

- 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場、協働のまちづくりを進める地域の拠点として、重要な役割を果たしており引き続き快適に利用できるよう、計画的な耐震化や、修繕を行い長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい公民館については、施設の整備、改修をはじめ、周辺施設等との一体的な在り方について引き続き検討を行っていきます。
- 郷土資料を保存している、早来郷土資料館については、施設の老朽化が著しいため、旧富岡小学校の跡地活用を含め、新たな保管場所の確保など対策を引き続き検討します。
- 鉄道文化を継承していくためにも、人と情報の交流など町の情報発信基地となるよう多目的な機能を兼ね備えた「鉄道文化公園（仮称）」等の整備については、「道の駅整備構想（仮称）」との調整を含め、関係課並びに関係者と慎重に検討していきます。
- 公民館図書室については、専門司書の配置と蔵書管理一元化によるサービス向上を図るとともに、遠浅公民館及び安平公民館内の図書コーナーについても、施設の整備に合わせ、子どもから大人が利用し集う場として、利用しやすい環境整備に努めます。
- 図書をテーマとした幼小中高連携の取組として、「子どもの読書活動推進計画」を作成し、公民館図書室と学校の図書室等を含めた活用方法の創意工夫を図るとともに、子どもたちへの読書活動を推進していきます。
- 東胆振広域圏定住自立圏形成に向けた協定項目として「図書システム運営事業」を位置付けるなど、広域的な相互利用を検討していきます。

第12節 生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツは、爽快感や達成感、他者との連帯感などの精神的充足をもたらすとともに、体力の向上や心身の両面にわたる健康の保持増進に寄与するばかりでなく、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献するものです。

しかしながら、車社会の進展により身体活動量が減少傾向にあるため、どれだけ長く活動的な日常生活を送ることができるかという「健康寿命」が重要となっており、また、幼少年期においては、生活習慣や社会環境の変化とともに体力の二極化が進み、スポーツ習慣のない子どもの体力低下が懸念されます。

そのような中、町民のだれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでもどこでも主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツ環境の構築が重要な課題となっています。

基本目標

生涯にわたって明るく豊かな生活を送るため、スポーツを気軽に楽しむことができる環境を整備し、町民一人ひとりがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

主要施策

- 各種スポーツの普及・体験活動を実施し、子どもたちの体力の向上を図り、将来への可能性を広げるとともに、適応性のある運動能力の養成に努めます。
- スポーツで優秀な成績を収めた小中学生を「安平町子ども文化・スポーツ賞」等により表彰し、児童の健全育成に努めます。
- せいこドームを拠点として、町民の年齢や体力に応じた運動教室の開催や生涯学習フェスティバルにおける各種スポーツ大会の開催、地域間交流スポーツ大会の開催など、ライフスタイルに応じ、誰もが運動に取り組みやすく参加しやすい環境を整えることにより体力づくり・健康づくりを推進します。【重点】
- 町民の健康を維持し健康的な生活を送れるよう、横断的な取組みによる医療費の抑制と健康づくりの推進を図り町民の健康づくりを効果的に進めるため、健康福祉課と教育委員会事務局などが連携・協力し、町独自の健康実態調査と医療費分析を行うとともに、効果的な運動の実施など専門家の協力を得ながら「健康寿命延伸事業」を継続します。
- 安平町体力づくり推進協議会について、総合型地域スポーツクラブとして充実するよう支援していきます。
- 東胆振広域圏定住自立圏形成に向けた協定項目として「スポーツにおける広域連携」を位置付けるなど、スポーツ施設の整備や有効利用に努めるとともに、各種スポーツ大会や合宿誘致の連携を含めた広域的な相互利用を検討していきます。

第13節 競技スポーツの推進

現状と課題

競技者のスポーツに打ち込む真剣でひたむきな姿はスポーツへの関心や意欲を高め、見る者に夢や感動を与えてくれます。また、スポーツマンシップが磨かれ、人に対する思いやりや仲間との連帯感を培い、心身の健全な発達に寄与します。

本町では、スピードスケートやアイスホッケーなどの冬季スポーツを中心にトップアスリートを輩出してきましたが、少子化に伴う競技人口の減少等により、競技力の低下はもとより活動そのものが難しくなっている競技もあります。

そのような中、安定して活動を継続していくために、指導者の確保と競技人口の底辺の拡大が重要な課題となっています。平成25年度には早来中学校のアイスホッケーが地域部活として復活しましたが、こうした冬季奨励スポーツとして歴史がある競技の本格的な復活が望まれています。

基本目標

競技団体と連携し、ジュニア期からのスポーツ活動を支援するとともに、競技者が安心して競技を続けられるような環境を整備し、競技力の向上を目指します。

主要施策

- 小中学生のスポーツ大会参加経費に対して助成し、競技を長く継続できるような環境整備に努めます。
- トップアスリートに対して積極的に支援し、ジュニア競技力の向上に努めるとともに、地域の競技力を活かす取組を展開し、冬季スポーツの振興を図ります。
- 町の冬季スポーツとして歴史がある「アイスホッケー・スピードスケート」競技を安平町の奨励スポーツとして指定するとともに、個人、団体、育成者それぞれに対する支援策を検討していきます。
- 体育協会やスポーツ少年団等スポーツ関係団体の育成・強化に努めるとともに、競技人口の底辺拡大を図ります。また、全国的に優秀な成績を収めているスポーツ選手をまじかに見ることができるよう、そうした選手の施設利用料の免除を含めた環境整備を検討していきます。【重点】
- スポーツ少年団をはじめとする児童生徒のスポーツ活動については、引き続き支援を継続するとともに、ノーザンホースパークマラソンや ABIRA ミクニカップキッズアイスホッケー大会など地域の特色を活かしたスポーツ大会の開催と底辺の拡大に向けた活動や取組を支援します。また、外部コーチについては制度の普及啓発及びその活用を推進していきます
- 子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの競技者まで、年齢、興味、体力、技術等に応じて行いたいスポーツを選択し活動できるよう、総合型地域スポーツクラ

ブなども視野に入れた体制と環境づくりを進めます。

- 2020年東京オリンピック及び国体等と連動したスポーツ政策（氷上スポーツ・カヌー）等の検討を行い、次代を担う競技スポーツを育成していきます。【重点】

第14節 社会体育施設の整備

現状と課題

本町には、せいこドームや多目的スポーツセンターをはじめとした屋内スポーツ施設、安平山スキー場や野球場をはじめとした屋外スポーツ施設がありますが、経年劣化により施設設備の老朽化が進んでいる施設が多く、改修や更新などの維持管理経費が増大していくことが予想されます。

そのような中、社会体育施設の利用促進を図るため、今後も施設を長期にわたって良好な状態で使用することができるような計画的な整備と、省エネルギー化を含めた運営コストの見直しによる効率的な施設運営が課題となっています。

基本目標

現状の施設を効果的かつ有効に活用し、利用者の利便性の向上を図るとともに、維持管理経費の節減や施設設備の計画的な整備を図り、スポーツ環境の向上を目指します。

主要施策

- スポーツセンターせいこドームについては、機能アップと利用者の増加を図るために必要となる「断熱工事、競技フロア（スケート床）、冷凍機（電気）の更新」などの大規模改修事業を有利な助成制度等の活用を図り推進します。【重点】
- 現状の施設を長期にわたって良好な環境で管理・運営するため、野球場やスキー場など社会体育施設の計画的な改修とともに、運営コストの見直しなど効率的な施設運営に努め、利用者の立場に立った施設運営を推進します。
- 町内のスポーツ施設の情報発信によるスポーツ合宿の誘致を積極的に推進するとともに、既存の「しらかば合宿所」及び、平成25年に整備した「さかえ合宿所」の利用促進を図るなど、スポーツを通じた交流人口の増大を図ります。【重点】
- スポーツセンターの温水プールについては、利用しやすい環境を整えてきましたが、利用者の増加に向けた取組を推進するとともに、プールの通年化の検討及び施設の長寿命化に向けた計画的な維持補修に努めます。
- 安平及び遠浅のプールの廃止に伴い運行を開始した「せいこドームバス」の利用については、運行の経緯と地域住民の要望を踏まえ、利用対象者の再検討を進めていきます。
- スポーツを基軸とした合宿や各種大会の誘致活動を積極的に行い、交流人口の拡大など地域の活性化につなげていくため、胆振地域スポーツ観光推進研究会への参加を

はじめ、宿泊施設や食事提供のワンストップ紹介などを含めた町民や町内団体と一体となった「おもてなし」の体制づくりに取り組み、スポーツ観光の推進を図ります。

【重点】